

## 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案要綱

### 一 医療費等の支給対象期間の拡大

石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第四条第一項の規定による指定疾病にかかった旨の認定（以下「認定」という。）について、診断によって当該認定に係る指定疾病の発生が確定した日（その日が当該認定の申請のあった日の二年前の日前である場合には、当該申請のあった日の二年前の日。以下「基準日」という。）にさかのぼってその効力を生ずることとし、医療費及び療養手当について、基準日以後その請求のあった日前的のものも支給対象とすること。

（第四条第四項、第五条第三項、第十六条第二項及び第十七条第二項関係）

### 二 特別遺族弔慰金等に関する改正

#### 1 認定の申請をすることなく死亡した者の遺族に対する特別遺族弔慰金等の制度の新設

石綿健康被害救済法の施行の日（以下「施行日」という。）以後に、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、やむを得ない理由により認定の申請をしないで当該指定疾病に起因して死亡した者（2において「未申請死亡者」という。）の遺族に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料

(2において「特別遺族弔慰金等」という。)を支給するものとする。 (第二十条第一項関係)

## 2 特別遺族弔慰金等の請求期限の延長

特別遺族弔慰金等の請求期限は、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病に起因して施行日前に死亡した者の遺族にあつては施行日から、未申請死亡者の遺族にあつては当該未申請死亡者の死亡の時から、十年を経過したときとすること。 (第二十二條第二項関係)

## 三 特別遺族給付金に関する改正

### 1 特別遺族給付金に係る死亡労働者等の死亡時期に関する要件の撤廃

死亡労働者等の定義において施行日の前日の五年前の日までに死亡した者に限るとする要件を撤廃することにより、施行日以後に労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した遺族に対しても、特別遺族給付金を支給するものとする。 (第二條第二項関係)

### 2 特別遺族給付金の請求期限の延長

特別遺族給付金の請求期限は、施行日前に死亡した死亡労働者等の遺族にあつては施行日から、施行日以後に死亡した死亡労働者等の遺族にあつてはその死亡の時から、十年を経過したときとすること。

(第五十九条第五項関係)

#### 四 事業所の調査等

- 1 国は、国民に対し石綿による健康被害の救済に必要な情報を十分かつ速やかに提供するため、石綿を使用していた事業所の調査及びその結果の公表並びに石綿による健康被害の救済に関する制度の周知（2において「事業所の調査等」という。）を徹底するものとする。
- 2 関係行政機関の長は、事業所の調査等に当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならないものとする。

(第七十九条の二関係)

#### 五 見直し

政府は、石綿健康被害救済法の施行後五年以内に、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の状況を踏まえ、労災保険を含めその救済に関する制度全般について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(附則第六条関係)

#### 六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。  
（改正法附則第一条関係）

## 七 経過措置

- 1 この法律による改正後の石綿健康被害救済法第四条第四項、第五条第三項、第六条第一項、第十六条第二項及び第十七条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「改正法施行日」という。）前にされた認定で改正法施行日から二年前の日後にその申請がされたもの及び改正法施行日以後にされる認定で改正法施行日前にその申請がされたもの並びにこれらの認定（2②において「改正法施行日前の認定等」という。）に係る救済給付についても適用するものとする。
- 2 次に掲げる者の認定に係る指定疾病に関し支給された医療費及び療養手当の合計額が特別遺族弔慰金の額に満たないときは、その者の遺族（石綿健康被害救済法第二十三条第一項の救済給付調整金の支給を受けることができる者を除く。）に対し、特別遺族弔慰金の額から当該合計額を控除した額に相当する金額を救済給付調整金として支給するものとする。
  - ① 認定を受けた者であって、その認定に係る指定疾病に起因して改正法施行日の前日までに死亡した

もの

- ② 改正法施行日前の認定等に係る者のうち改正法施行日から改正法施行日以後二年を経過する日までの間に死亡した者であって、救済給付の支給について政令で定める要件に該当するもの

(改正法附則第二条及び第三条関係)

八 その他所要の規定を整備すること。